

第1回行政改革推進委員会 会議要約

日 時 平成22年6月8日(火) 午後1時58分～午後4時39分
会 場 クリエイト村上 2階研修室
出席者 行政改革推進委員会委員 10名(全員)
副市長、企画部長、政策推進課員2名

(午後1:58 開会)

1. 開 会

2. 市長あいさつ(代理 副市長)

副市長

今日は大変お忙しい中お集りくださいます、ありがとうございます。

現在、市長は全国市長会がありまして東京へ出向いていますので、私のほうから一言ごあいさつ申し上げます。

委員皆さまには、合併3年目となる今年度と来年度の2ヶ年、行政改革推進委員会委員をご快諾いただき誠にありがとうございます。また、ほとんどの方におかれましては合併スタートからの2年間にわたり、行政改革大綱及び前期実施計画等の策定に多大なるご尽力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

市としましても、策定いただいた計画に基づき鋭意取り組みを行っているところでありますが、合併前の自治体が行ってきました行政運営を新しい一つの行政サービスとしてその向上に努めていく中で、行財政改革は常に取り組んでいかなければならない大きな課題であることを認識しております。

今年度からは具体的な取り組みに対する評価、検証を行っていくこととしております。評価が次の取り組みへと繋がっていく仕組みを検討していきたいと考えておりますので、委員皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見をいただきながら、より良い行政改革が市民目線で実現できますようよろしくお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございます。

3. 委嘱状交付

副市長から委嘱状の交付

(副市長退席)

4. 会長及び会長代行選出

会長及び会長代行選出については、次回委員会で選出いただくことになりました。

5. 報告

- ・ 平成22年度当初予算書
- ・ 平成22年度当初予算概要
- ・ 職員定員適正化計画の進捗状況
- ・ 村上市地区別人口・平均年齢・高齢化率一覧 について、事務局から説明。

委員

「村上市地区別人口・平均年齢・高齢化率一覧」について質問しますが、市全体の平均年齢は分かりますか。

事務局

全体の平均年齢として48.82歳、高齢化率が30.82%です。

委員

分かりました。

それで、今回の数値は住基ベースで出しているということですが、地区ごとに分けたときに、老健施設、住所を持って入所しているような施設があるわけですが、そういったものを考慮した数値というのはお持ちでしょうか。

事務局

いえ、持っていません。

委員

例えば山北地区であれば、八幡地区の高齢化率が37.17%となっていますが、あそこは老健施設があって、そこに入所されている方を全部含めて単純に割ってみると、率とすれば高くなってきます。全体の人口が少ないところにそういう老健施設があると、かなり数値が上がることになるので、そういった特殊性を考慮した数値というものも、どこかでは押さえておかなければいけないのかなと思いました。

もう一つ、「職員定員適正化計画の進捗状況」についてですが、職員全体で899人、行政職で661人ということなのですが、この中で体を壊している職員が多くいるように見受けられますが、この899人のうち、そういったことで休職されている職員は何人くらいいらっしゃいますか。

そういった職員がいればこの899人という人数が実際にはもっと少ない人数になっているわけで、定員管理の在り方が正しいのかどうか、名簿上は配属されていても実際には休職していて、それで2人係が実際には1人しかいないとか、そういう弊害も実際出ているわけなので、899人中何人休職されているか、この場でもし教えていただけるのであれば、教えていただきたいのですが。

事務局

今この場では、総務課の者もおりませんので何人休職しているというデータは持っていません。

今ほどお話がありましたように、体調を壊して休んでいる職員もいますし、体力的などの理由からなかなか厳しいということで、いわゆる総務関係の配属にしておいて、そこで柔軟な対応ができるようにという配慮をしているところもあるというふうに聞いております。

数字については今この場ではお答えできませんが、議会の一般質問でも、何人休職しているかという質問に、いつ現在で何人いますというふうに答弁していたかと思しますので、何人かは休職しています。

それと、退職者を見越して採用をしているわけですが、定年前に退職する場合は、定年の1年前の人はいつまで、2年前の人はいつまでに申し出というふうになっているので把握できるのですが、家庭の事情など様々な理由によって、年度末直前になって退職の申し出があったというのが昨年度は多かったと思います。そのため、退職者の3割を補充するということでスタートしたわけですが、そういった部分から採用が追いつかなかったということは、総務課から聞いております。

委員

当然このように数字で見えていくということで作業をしていくのですが、前会長もおっしゃっていたように、数字に表れない市職員として資質とか、地域への関わりといった人間性の部分を考えるべきだという話をされていて、私もその通りだと思います。

ところが先般、残念な事件が荒川地区で起きまして、私も全然知らない方なんですけど、聞いたところによると、人間としては非常に有能な方でやさしい方であると。ただ、当然やってはいけない案件をしてしまったわけで、それは市職員であるとかという以前の問題であるとは思いますが、それには委員が言ったような定員管理の弊害という背景もあるのかもしれないし、あるいはそういう風紀的なものもあるのかもしれないので、市民の見本であるべきだとは言いませんけども、そういった職員の意識という部分も見たい。それは厳しく追及するというのではなくて、委員がおっしゃったように、伸び伸びと能力の100%を発揮できて、なおかつ市民のためにできるということも行革のチェック項目に入れていただいて、どのような研修が行われたのかとか、どのような教育が行われたのかということも是非、拝見させていただければと思いました。

委員

それは今、国家公務員を含めて、故意なんだから、基本的にはクビということが多いです。

委員

今回は懲戒免職でしたか。

事務局

いえ、停職6ヶ月という処分です。

委員

これからその辺を行政改革の中で、本当にきちんとしたかたちで取り組んでいかなければならないと思います。

これは一般人でもごく普通のことであるし、国家公務員とか地方公務員、要は公務員としてこうあるべきだということは問われてしかるべきだと思います。

委員

別に個人を攻撃するつもりはないのですが、そういった基準はないのかなと、うちの会社であればそれは即懲戒解雇の案件です。

事務局

今の案件については、4月の末に事案になりまして、酒気帯びということです。それを要綱に照らして、最終的には市長の判断で懲戒処分を下すわけですけども、一番重ければ懲戒免職、解雇ということ

になります。その次に重い処分が、今回の停職6ヶ月という処分であります。

今、民間の場合のお話がありましたが、「飲酒運転」と「酒気帯び運転」で、裁判の判例等もありまして、酒気帯び運転で即免職というのは法に照らしてうまくないという判例が出ているということも公務員の場合、正直ございます。だからということではないのですが、色々なことを判断されて、市長が免職ではなく停職6ヶ月という処分としたと察しております。ただ、市民の皆さんから、委員からお話ありましたような、民間の対応と違うのではないかというご指摘を何件かいただいたと聞いております。

また、今ほど、そもそも業務のレベルアップではなくて、基本的な資質などの研修の部分を見ていく必要があるのではないかというご発言がありましたが、今後、進捗管理をしていく行政改革大綱前期実施計画にも職員研修についての項目がございますので、そういった部分についても今年の行政改革推進委員会の議論の主題にしたいと思っております。

委員

ちなみに、懲罰規定はありますか。

事務局

あります。

委員

懲罰規定に照らしてということですか。

事務局

そうです。内部に懲戒審査委員会というものもありまして、直接市長が判断するのではなく、そういった委員会を通してから最終的に市長が判断するということでもあります。

委員

「平成22年度当初予算概要」の協働のまちづくりという欄に、市の木、市の花についてありますが、これらは合併前では「公募によって制定していく」ということでしたが、平成21年度の調整では、「市の一体感の醸成を早期に図るため」ということで、先程の説明ですと今月中に決めるような話でしたが、6月中に決めるということでしょうか。

事務局

これについての合併のときの決まりは、そういった市の木、市の花、市民憲章等については、周年記念に併せて決めていこうということでした。そのうち市民憲章については、決定するのに熟度を要します。ここに書いてある「慣行制定委員会報償(市木・花等)」については、「市の木・市の花・市の鳥」を決定するにあたっての委員の報償でありまして、この委員会自体は先日動き出しました。

その1回目の議論の中では、公募も行うということで、最終的には3月議会で決定いただくということになりますが、その間に制定委員会のほうで、どのようなかたちになるかは別にして、市民の意見を求めるようなかたちは必ずとるということで選定していくことになりました。これから中身を詰めていくかたちになるかと思えます。

委員

市民と行政との協働という作業は、やはりその辺から入っていくべきではないかと常に思っています。

で、「合併後調整項目の平成21年度調整状況」には、「早急に」ということしか書かれていなかったの
で、是非その辺は市民の声を大切に扱っていただきたいと考えています。

事務局

「合併後調整項目の平成21年度調整状況」で書かれている文言については、慣行制定については、
周年記念、3周年とか5周年とかの周年記念に併せて決めようということで、合併時にはなっていたん
ですが、市長も議会も周年記念を待つのではなくて、市民の一体感の醸成に繋がるものについては早急
に取り組むべきだということを書いたもので、今年度すでに動いているということでもあります。

委員

分かりました。

事務局

それでは次の報告をさせてもらってもよろしいですか。

一同

はい。

- ・ 合併後調整項目の平成21年度調整状況
- ・ 施設見直し計画（管理手法）の変更について
- ・ 平成22年度補助金交付予定額の公表について について、事務局から説明。

委員

「平成22年度補助金交付予定額の公表について」ですが、最初にこれを見たときに、平成22年度
と21年度の総体的な比較は載っていますが、どこが増えて、どこが減ったかという疑問がありまして、
説明を聞けば、なるほどなとは思ったのですが、これを一つひとつ今年度、前年度で並べるというのは
資料的にややこしくなると思いますので、ポイントだけでも、主な増減についての解説があると理解し
やすいと思いました。

委員

この表には載っていない、廃止になって減ったものもあるわけですし、今年度も前年度もある補助金
でも、何が増えて、何が減ったのかということはトータルだけではなく、記載する必要があるかと思
います。件数としては減っている中で金額が増えているわけですので、何が増えたのかということは聞かれ
ると思うので、例えば最初の「1 政務調査費補助金」というものは国でも言われていますが、実際に
国会議員が正しい政務調査費として使っていないんじゃないかという話があったりもしたので、これは
昨年と比べてどうだったかとか、細かい数字でなくても結構ですが、前年度との比較を出したほうがい
いかと思います。

事務局

実は内部の議論でも、今回、補助金交付基準に基づいて補助金の公表をするのは分かったが、これだ
けの資料を公表して、何を市民に知らせるのか。突然これをもらっても、市民が驚くだけでないかとい
う話がありました。もう少し、我々のメッセージなりを伝えないと、資料がいっぱい来たというだけし

か伝わらないという指摘もいただきました。

今ほど話がありましたとおり、件数がこれだけ減って、金額がこれだけ増えたという要因は、これを見ただけでは分かりませんので、ご指摘のとおりだと思います。その辺のフォローはしていこうと思います。

委員

行財政改革として補助金の削減について努力はしているんだけど、どうしても新しい事業が出てきたとか、こういうものがあつたのでやむを得ず補助金を増やしましたとか、新しい事業が増えたので、結果補助金も増えましたという説明がやはりいると思います。

委員

この一覧表について、7月1日の市報で公表するとおっしゃっていましたが、今の意見を反映させて出すということは可能ですか。

事務局

はい。今日のご意見を反映させて、是非出したいと考えています。

委員

そうしないと混乱を招くことになると思います。

事務局

はい。それで先程申し上げたように初めて公表するわけですので、こちらとしては良いつもりで出すのですが、意図が伝わらないと何がなんだか分からない。あの団体だけあんなにもらって何なんだというような話だけになってしまうところを、どう整理すればいいのかということもありましたので、先程委員から話があつたように、こういう基準を作つたので公表しますだけでなく、行革として減らす努力はしたんだけど、こういう理由があつたから増えた、ということを示していくというのは確かにそのとおりだと思います。

委員

減つた18件にしても、前年度いくら、今年度は0というふうに示していただきたいと思いますし、行革は事業仕分けではないので、減らすだけでなく増やすことも行革だと思いますので、増えた理由についても示していただきたいと思います。

事務局

こちらの広報については、当初8ページで予定していたところ、12ページになっています。先程ご意見ありましたような主な増減なども載せようとしたんですが、大分オーバーしてしまうので削った経緯があります。ホームページについては余裕があるので、ある程度細かいところまで載せることは可能なのですが。

委員

先程申し上げましたように、細かいことを載せるには限界がありますので、ポイントとなることをきちんと伝えないといけないと思います。更に詳しくはホームページでということでもいいですが、これ

を出せばかなり反響があると思いますし、反響があるということは市民がそれに対して関心があるということなので、市民協働にも繋がっていくことだと思います。

先程委員が言われたように、減らすだけが行革ではありませんので、効率良く市民サービスをいかに向上させるかが大事ですので、それに繋がる大事な資料なので、変なほうに誤解されないように出していく必要があると思います。

委員

公表するにあたってページ割りが先に来てはいけないと思うので、そこまでやろうと思うのであれば別冊でもして載せるべきだと思います。やはり一部だけ載せるとかえって誤解が生まれるだろうし、色んな問い合わせが来ると思います。ここには補助金が出ているけど、自分のところには出ていないとか、色んなことが出てくる可能性があるんで、何を主眼として説明しようとしているかということはっきりと押さえて、どんなにページが多くなろうとも、見るか見ないかは市民側の話であって、公表する行政側としては、やはりきちんと公表をして、これが増えました、減りました、こういう目的で出してますということが必要なんじゃないかと思います。

市報のページ数に縛られるのではなくて、たとえ経費が掛っても、それは必要な経費じゃないかと、先程から皆さんが言われるように、誤解のないような説明をした上で公表をしていかないと、良くないんじゃないかと思います。

委員

細かな数字を市民の皆さんに提供して、作る側からすれば、はたしてどれだけの人が見るんだろうとか、効果があるんだろうかということはあるんだろうと思います。毎年、予算内訳の円グラフなんかも出ていますが、中には公債比率は何%だとか、細かいところまで分析する人もいますが、普通の人は、この円グラフを見ても、ああそうなんだで終わってしまっていますので、今回、こういう細かい数字を出していただいて、それに対して市民から意見を出してもらえらるぐらいがいいのかと、それで初めて参画の部分が見られるんじゃないかと思いますので、行政とすれば面倒くさい話になるかもしれませんが、重要なことじゃないかと思います。

事務局

まだまだ市役所全体が、これを公表して問い合わせが来たときに耐えられる体制になっているかというと、そうではないと思いますが、我々事務局からすれば何がなんでも出したい。そうすれば色々な反応があって、色々な市民の声を聞けるから出したいと思っています。

ただ、初めてやることなので、出し方を間違えると変な方向に行ってしまうということで、今までの役所であれば、出さないほうが良いという話になってしまうんですけども、我々としては是非とも公表していきたいということでもあります。

それで、この後ご議論をいただきますが、我々とすれば7月1日公表を想定していましたが、この委員会でそれでは駄目だと、せっきく出すのであれば、市民に説明する部分が必要なんで、その整理が間に合わないようであれば8月1日に先送りしても構わないというご意見かと受け取りましたので、それについては持ち帰らせていただいて、整理をさせていただきたいと思います。

委員

一覧表になっているだけに、逆にどんな質問が来るかわからないと思います。ざっと見て、私の感覚だと、学校教育課の所管で「104 遠距離児童通学費補助金」がありまして、内容が「遠距離から通学

する児童・生徒のバス定期券購入費、または月額525円の定額を補助。」とありますが、これには中等教育学校の生徒は入っていますか。

事務局

いえ、これには入っていないと思います。

委員

そうすると、じゃあ何で入っていないんですかという質問が来ると思うんです。同じ義務教育でありながら、この学校では支給されていて、あの学校では支給されていないということであれば、これは行政のバランスとしては崩れているわけですので、そういったものを想定して公表しないと、問い合わせが来たときに、内部で議論を深めておかないと大変になってくると思います。

事務局

これについては、スクールバスでフォローできないところへの補助ということだったと思いますけれども、委員言われましたように、他のところへ出ていないとすれば、そういうご指摘が出ることを想定して、行政側としてどう整理していくかということは当然必要になってくると思います。

様々な問い合わせが出てくると予想されますので、そういった整理をしておかないと大変だということとは想定しております。ただ、それが公表するということですので、今まで知らなかった市民に対して、行政側としてもこれからは情報を共有していくということが、協働のまちづくりの指針の中でも謳っているわけですのでやっていきたいと思います。

委員

この補助金を見たときに、やはりバランスが悪いと思います。ただ、それを行政内部で直そうとしても、これまでの旧市町村の慣例とか、既得権という言い方は失礼かもしれませんが、そういったものもあると思います。もちろん地域によって違いがあるので、一つの物差しでというのは難しいと思いますが、これを一回市民に出して、どういう反応をするかと、例えば、「118 朝日地区集落公民館運営費補助金」と「119 山北地区集落公民館活動費補助金」を見たときに、他の地区の名前がないので、他の地区の人が見たときにどう思うか。

そういう質問があったときに、例えば、他の地区にはこういうものがあるということが、行政側がすんなり答えられれば行政マンとして合格ですが、「そうですね」とか「おかしいですね」と言ってしまうとおかしなことになるので、そういうことをきちんとしていただければ、行政を突つくという意味ではなくて、合併をして何年か経っている進捗として非常にいいことだと思いますので、是非こういうものは公表していただきたいと思います。

先程出てきました「1 政務調査費補助金」なんかは、逆に、6万円では少ないんじゃないかと、増やしたほうがいいんじゃないかという意見も出るかもしれないです。

事務局

それについては、合併してきてからずっとしている論でありまして、協働のまちづくりの制度が固まってくれば、今まで旧地域でやってきていた補助についてはなくして、協働のまちづくりの支援制度の中に統合していこうということができるのですが、まだ、協働のまちづくりの支援が始まっていない中で、旧市町村がこれまで積み上げてきたものをすぐに廃止しますというわけにはいかないということで今まで整理してきたものですので、今の「118 朝日地区集落公民館運営費補助金」と「119 山

北地区集落公民館活動費補助金」については、そういったことを担当課のほうで的確に答えて、今こういう議論をしていますということをお伝えしていかなければいけないことだと思います。

そういったことも、我々行政側のレベルアップになってくるので、当然していかなければいけないことだと思います。

今、ご意見ありましたような不公平じゃないかという指摘が随所に出てくるのかと思います。それについては、今までのものをすぐには切れないというものもありますし、新しい補助金交付基準に基づいて、3年間の経過措置の中の移行期間で残っているというものもありますので、バランスが悪いものもあります。

また、新しい補助金交付基準の中では、それぞれの補助金について補助基準に基づいた交付要綱を定めなさいということが記載されていますので、それぞれの補助金について定めているところです。

委員

これを公表するにあたって、これを見た市民がこの補助金を受けているそれぞれの団体について、この補助金を使って市民に対して何を還元しているのかと思うのが一般の見方だと思います。

ただ、そこまでやるには市役所の体力を非常に上げていかなければならない。その辺が心配なんです、いかがでしょうか。

事務局

全部で125件の補助金があるわけですが、それぞれ、地域の方々に出しているというものもありますし、産業育成であったり、学校関係の補助であったり様々なものがあるわけですが、その中でも仕掛けの部分、地域で手を上げていただいたり、やる気のあるところへ支援していくものはかなり絞られてくるので、今後はそういったものを所管しているところでは、内容を把握しておいて、問い合わせが来たときに耐えられるような総括、整理をしておくということが補助金交付基準にも書かれていますし、これからは実際に整理していくことになると思います。

公表をした後のフォローの仕方、問い合わせが来たときの対応については、改めて公表までに考えて整理する必要があると思いますが、正直に言います、そういったフォローの仕方、対応の仕方を全部きちんと整理してからということになると、たぶん今年中に出せないということになりかねないと思われれます。

委員

そうだと思います。

委員

毎年もらえるという錯覚も起こしますよね。

事務局

これについては公表していくという基準になっていますので、様式は変わるかもしれませんが、前年度に出したものと比較できるようなものにしていくなど工夫する必要がありますし、今年出すだけでは単発で終わってしまいますので毎年出していきます。今回公表することで、市民からのご意見をいただいた上で、作り込みなども変えていく必要があると思います。

先ほど申しあげましたように、8ページでは入らなかったもので、なんとか12ページに広げて作ったのが今回お示した内容です。4ページ広げるだけでも何万円と掛ってきますので、その予算の工面を

どうしようかというようなことが先に来ていたというのは正直なところでした。

委員

私は、こういうものを公表するということは、とてもいいことだと思います。とても期待します。

委員

「13 防犯灯維持管理費補助金」から「15 防犯灯設置費補助金」までですが、これらは朝日地区、山北地区、「15 防犯灯設置費補助金」だけ神林地区も入っていますが、その地区に対する補助ということで、他の地区には補助がないということでしょうか。元々、旧市町村のときからそうだったのか、申請がないからなのか、その辺りいかがでしょうか。

事務局

本来これは合併前に調整しておかなければならなかったものの部類でして、朝日地区、山北地区では、各集落で区費を集めて維持管理を行って、その後、役場に補助金の申請をして、2分の1とか、3分の1の補助金が出ているものですが、例えば、ここに出ていない村上地区では、その維持管理費をすべて市役所で負担しています。だから、この補助金の一覧表には出てこないものです。

委員

村上地区は市で負担しています。それで、平成23年4月1日からは他の地区の維持管理費についても、すべて市が負担するというので、囑託員には話がありました。

委員

もう決まっているんですか。

委員

平成23年4月1日から市の全額負担ということで調整済みです。

事務局

これと併せて、囑託員の手当てについても調整が行われまして、そちらでは逆に村上地区が安くて、神林・朝日・山北地区のほうが手厚い制度でした。これについては1年早く、平成22年度から統一させていただきました。そのように、まだ統一されていないものもいっぱいあって、整理をしていかないと、同じ市になったのに負担が違うということになります。

委員

公表をしていって、意見をいただいて、それについての確に答えていくというやり方がすっきりするんじゃないでしょうか。

委員

どんな意見が来るか分からないから怖いことは怖いと思いますが、堂々と胸を張ってやっていけばいいと思います。

事務局

そういうことをやっていかないと、今の防犯灯の議論のように、今は分かる人しか分からないわけですので、これからは市民と情報を共有していくためにどんどん公表していきたいのですが、今ご意見いただきましたように、初めてやることですので、誤解されて曲がった方向にいかないように整理したいと思います。

委員

公表しましたら、全部とは言いませんがどんな反響があったかを示していただけませんか。

委員

当然、的はずれな質問も多いと思うんですが、先程話があったような防犯灯について、「なんで朝日と山北だけなんだ」と言われて、「いえ、あなたのところは全部市で負担しています」というようなものも多いとは思いますが。

事務局

この後のスケジュールのところでもご意見をいただこうと思っていましたが、今言われたような、補助金であったなら公表すると決めてやってみたことに対する検証の部分について、ご意見いただきましたように問い合わせについての対応であったり、いただいた意見をまとめたりといったことを検証していくというのが、今年度、この委員会でご議論いただくことなのかと思っています。

委員

これを出せば反響は大きいと思います。色々意見が来るとしますので、覚悟を決めて、是非やってください。

事務局

それでは、この補助金については、今いただいたご意見、ページ数についても含めて持ち帰って整理させていただきたいと思います。

委員

活字のポイントを縮めてはどうですか。

事務局

それについてもご意見をいただければと思います。活字のポイントについてはこれが広報の原稿としては一番小さい文字になりますが、これ以上小さいのはやはり見づらいでしょうか。

委員

これ以上というのは、やはり私はうまくないと思います。

見づらいというのは教えないのと同じなので、公表するんだったら相手を思いやって、見やすいかたちで出すべきだと思います。

情報についてはいっぱい出すに越したことはないんだろうけども、やっぱり誌面も限られるわけですので、限られた中で、どういうものが質問として想定されるかということをいかに準備しておくかが行政側としては大事になってくるわけで、例えば、人件費を補助しているものも結構見受けられますが、

なんで人件費を補助しているのかということを引き返されるバックデータなりを持っておかないと答えられないし、そういったものを勉強してもらって臨むということしかできないと思う。言ってくる人はどんな細かいことでも言うので、公表しようとするのであれば、それは百も承知でいかないといけないと思います。

事務局

それでは、持ち帰らせていただきまして、整理した結果によっては、8月1日の市報でということにさせていただくことになるかもしれませんが。昨日の庁議の中でも7月1日の市報で公表するということは伝えてありますが、本日いただいた意見をまとめた上で8月1日でということになりましたら、市長にもその旨をお伝えしまして、整理させていただきます。

その修正した一覧表については、再度この委員会に提示するかたちがよろしいでしょうか。それとも、今日意見を言ったので、後は事務局でということによろしいでしょうか。

委員

後は、事務局に任せていいんじゃないでしょうか。

事務局

では、そのように処理させていただきます。

一同

はい。

委員

こういったものが出ないと分からないことが多いので、今たまたま見つけた中で「83 中小企業退職金共済制度加入促進補助金」というものがあるんですが、退職金共済制度に加入した中小企業者に補助ということで、私のところにも先月2人入ったのですが、こういったものがあるのも分からなかったです。

事務局

これについては、合併前からのものを引き継いだものですので、内容のところにも書いてありますが、平成22年度で終了するものです。

委員

今年度で終了するんですか。

事務局

はい。終了します。

委員

これを公表するにあたって、問い合わせの期間は設けるものですか。

例えば、7月1日に公表するのであれば2ヶ月間とか、期限を決めてメールなりファックスなりで質問を一斉に受け付けて、その間に来た質問については、一斉に回答しますというふうにするのか、それ

とも電話なりメールなりできた問い合わせをその都度回答するのか、そうすると、対応した職員によって言い回しが違ったりとかあると思うのですが、その辺どうでしょうか。

事務局

今は、統一した回答の仕方までは、正直整理しておりません。

公表にあたっての全体のことについては行政改革係へ聞いてください。個別の内容については、担当課へ問い合わせてくださいという整理まではしていますが、こういう質問がきたら、こう対応して、こう回答しようというところの整理は今は議論しておりません。

委員

一斉に取りまとめて、一斉に回答するというだけでなくもいいと思うのですが、窓口で回答するときにも、応答録のようなもので記録をしておいて、ある程度期間が経ちましたら、行政改革推進委員会でも、どんな質問があったかなどを把握しておく必要があるのかと思います。

事務局

分かりました。

委員

それぞれの窓口でも、担当者によって分かる人であればそのまま回答するだろうし、新人とかだと部長なり、課長に聞いて回答するような人もいると思うのですが、それぞれの部、課の中で、やっぱり共通の認識なり回答を本来持つべきだと思うので、今回の公表についても部、課の中で共通の質疑応答録のようなものを持つべきだと思います。

事務局

それについても整理します。

ご意見ありましたように、後でどんな質問が来たのか委員会に提出するためには、そういった応答録のようなものがないとまとめられないので、どのようなかたちでまとめればいいのかも含めて検討します。

今ご議論いただきましたように、何か一つを公表するという事は、それだけ役所の中が変わらなければいけないということの裏返しだと思いますので、そういう意味では情報共有ということは、役所の仕組みを変えることとなりますので、慣れていない部分もありますがよろしくお願いします。

6. 議事

(1) 今後のスケジュールについて 事務局から資料の説明。

事務局

今ほど、説明がありましたように、今年度については作成しました行政改革大綱前期実施計画についての進捗管理が主な議題になると思いますが、正直に申し上げて、我々の作り込みの部分でも未熟なところがございまして、実施計画について、「年度に見直し」をして、「年度に実行する」というかたちになっていますが、これらの外部評価をいただくにあたって、「年度までにできました」に対して「いいです」、「年度までに目標数値に届きませんでした」に対し「もっと頑張りなさい」ということをいただくというのが、本当の意味での外部評価なのかということをお聞きしていました。

ただ単にそういった報告をするのではなくて、先程の補助金についてのご議論でもありましたように、公表するにあたって、公表のやり方は「こうしたほうがいい」というご意見であったり、公表した後の市役所の体制について「応答録を作成して委員会に報告してください」というようなご意見をいただいたり、それについて検証をいただくということが本当の外部評価でないかという思いがありまして、正直なところ我々内部ではその手法を整理して今回ご提示することができなくて、この委員会ではなんとか今年1年をかけて、こういった評価を入れたほうが分かりやすいんじゃないかというご議論を委員会でいただけないかということで、今回お諮りいたしました。

最初に報告させていただきました「職員定員適正化計画の進捗状況」についても、何人の目標だったけど実際は何人になりましたと、そうしたら目標に届きませんでした、その要因はこれですということの内部検証は当然していきますが、それと同じ目線で見ていただくというだけが外部評価なのかということの整理がうまくできなくて、委員の皆さんからのご意見をお聞きして、この1年はそういった評価の方法についても意見をお聞きしながらやっていきたいなと。

委員

私は以前、独立行政法人の評価委員会に参加したことがあります。

その中でなるほどなと思ったのは、外部からの評価といってもその評価基準、判断基準がまちまちの中で評価してくださいといわれても、まさしくまちまちの評価が上がってくるんです。それが全く意味がないかと言われるれば意味はあるんですが、それは先程の公表の反響をしてみるのに等しくて、参考意見ということになるのですが、やっぱりこれは、行政に携わる方が自ら自己評価したものを我々が外部から見て、「この評価は甘い」とか、「この評価は適正」ということを評価していくということも、私は外部評価ということの意味としてあるのではないかなと思っていますので、まるっきり評価基準がなくても、また基準があるにしても色々な評価がされるということがあるので、手初めには自己評価をしたものを外部がどう見るかということからじゃないかと考えています。

委員

進めていく中で、これは簡単にはいかないというものが出てくると思います。そういったものもきちんと出していただいて、どういったことが難しかったとか、この計画では無理があるとか、もっと頑張れたということが出てくると思うので、そういったことも含めて、今、委員がおっしゃられたように、自己評価についても正直に出していただければ、「確かにこれは難しかった」とか、「もっと頑張れたはずだ」とかの評価ができるのかなと思います。

委員

何かを変えるときには、それだけを変えればいいわけでなく、アレもコレも関連したものも変える必要が出てくると思いますので、やろうとしたんだけどこういった障害が出てきて、思うように進んでいないということも自己評価だろうし、何も障害がなければすんなりいくのしょうけども、やろうと思ったら障害が山のようにあるものもあると思うので、そういった障害がこれだけあって進んでいないという自己評価があったとしてもいいと思うので、内部で素直に評価していただいたものをさらけ出していただけたほうがいいのかと思います。

委員

恐らく1年をかけてこういった議論をしていくと思うのですが、最大の評価者というと、やはり地元市民と企業だと思います。私たちが評価しようとしたときに、この10人の軸というものが実は曲が

っている可能性もあるわけで、この10人が特殊な評価をするという可能性も無きにしも非ずなので、理想論を言えば、住民にとっては市の計画どおりに進んで、人口も増えて、税収も増えるというのが最大の評価なんでしょうけども、そんな理想論を言ってもしょうがないので、それを引き出すためにどうするのかというのが、自己評価をして、それを外部で評価するという方法でもいいのですが、実は評価というものは実際に地元からも出てくるものだと思うので、私はそういった視点についても評価に入りたいと思います。

やっぱり理想論から入らないとなかなか難しいと思いますので、是非、1年間そういったものも評価に入れていただきたいと思います。

委員

もちろん段々と発展していけば、色んな角度から見ていくことになるんでしょうけども、私が先程言ったのは、手初めには自己評価を外部が評価するということから入らないといけないし、段々とアレンジをしながら理想的なものに近付いていけたら、それに越したことはないと思います。

それと、独立行政法人の評価委員会のときにもう一つ思ったのは、評価するための事務量がもの凄くいっぱいになって、何のために仕事をしているのか分からないということをお説いている職員もいましたので、もちろん将来的には評価することで事務の改善等に繋がっていくんでしょうけども、あんまり評価する項目を細かくしたり、評価基準を複雑にしまうと、それだけで終わってしまって本末転倒になってしまうので、効率良く進められるような工夫も必要なのかなと思います。

委員

これはちょっと話が違うのかもかもしれませんが、色んな手順をマニュアル化するISOだとかいうものを、地方自治体でも取り入れているところがあるということをお聞いたことがあるのですが、今の自己評価にしても、手間を掛けてそういったものを作っていく大変な話なんですけども、将来的には役に立つと思うので、もちろんそこに従事する人には大変な話なんですけども、どこかでは将来の行政組織の改革だとか、事務効率が良くなる基にはなると思います。

委員

集まる回数がこれだけ少ないのにこのボリュームをどうするかということで、これについては行政側として改革が順調に進んでいるということが逆に問題になったりするので、例えば補助金であれば、改革が順調に進んでスリム化しました、いついつから新しい制度にしますというようなことが、実は使う側からすると金額が少なくなったり、非常に使いにくい補助金だったり、また、交付された補助金が本来あるべき補助金の目的以外にも使われていたりするので、その辺りを委員会としてどうやって掘り起こしていくかということは、非常に大変だと思います。

委員が言われるように、自己評価をして、それを全部委員会が見て潰していくというやり方は、時間的にも無理だと思うので、大枠の中でいくつかをチョイスして見ていくやり方しかないんじゃないかという気がするんですけども、今言ったように、行政側としてOKというものは見ないというのではなく、OKなものも駄目なものも見ていくというやり方でいくべきだと思います。

事務局

行政改革大綱前期実施計画の進捗管理をしていただくというわけですが、全部を見るというわけではなく、ある程度ピックアップしたものをみていただくというやり方もあると思っていただくと、実はこの行政改革推進委員会の中でご議論をいただきたいことがもう一つありまして、時間があればということ

ですが、行政改革大綱前期実施計画の他に、「第1次村上市総合計画」も策定しました。この計画の中にも、何百という事業がぶら下がっているわけですが、これについても、これからは評価をしていこうということで、先程委員からもお話ありましたように、毎年当然しなければならないものまで、全部細かく評価しなければいけないのかということは整理しなければならないんじゃないかと思っていました。

内部的には評価はしますが、外部からご意見をいただくものについては、最も市民の皆さんに関わりのあるようなことについて議題としていくようなことでないと、600もある項目を全部評価していただくというのは無理だという話を今してしまっていて、こちらのほうの積み上げと同じような議論ですので、いつか一緒にご意見をいただきたいと思っていました。

委員

やるからには同じテーブルでできるようなシステムを作らないと、それをこの委員会で作るというのはとんでもない話でやりたくもないですけども、考え方とすれば、要はいつでも外部の人がチェックできるような仕組みを作れば良いということだと思います。

事務局

この委員会は市の附属機関という位置付けですので、議論していただくのに、評価の部分まですべてこの委員会でやるというのは所詮限界があると思いますので、例えば、こういうものについては、こういう場面を作って、こういうかたちで市民が入って議論する場を作るべきというような話があってもいいと思います。それを実際にやるというのは、非常に難しいことであります。

委員

最終的にはそういうプロを呼ばないといけないと思います。

事務局

今年の委員会については、お示ししてありますように、12月頃までを目途に1ヶ月ちょっとのスパンでご足労願いたいと思っておりまして、先程言いましたように、附属機関ということですので、市長からの諮問を出させていただいて、それをご議論をいただき、お答えをいただくというかたちは取らせていただきたいと思いますが、中身とすれば、本日議論いただきましたことを整理して、なるべく出していきたいと思いますが、それについてご議論いただければと思っております。

そのようなかたちで、今後、事前に日程調整をさせていただきながら、進めていくかたちでよろしいでしょうか。

一同

はい。

事務局

分かりました。

7.その他

委員

一つお聞かせいただきたいのですが、今、村上市所有の遊休財産というものが結構あると思うのですが、その今後の活用等について、総合計画の中でも様々書かれているものもありますが、抽象的なものも結構載っているの、そういったものも具体的に出して行って、民間に購入させるのであれば購入させるといったことも大いにしていただきたい。行政改革大綱前期実施計画の中の「施設見直し計画」の58ページから60ページにかけて市営住宅が載っていますが、このうちピンポイントな質問で大変恐縮ですが、荒川地区にある「431 市営坂町住宅」と「432 市営前坪住宅」について、今後の方針として「廃止」と載っているわけですが、実を言いますと、これは合併前の旧荒川町のほうで、金屋地区の人口の減少化等に対応するために、大津と金屋の間に運動公園があったものを開発していただきまして、29区画ほどの分譲地を作っていた。それで、まだその他に市有地が1ヘクタールほどあったと思うんですが、確か、以前ある機関での質問事項で、市長があそこは公営住宅用地として残っていますというお話があったと思ったんですけども、計画どおり廃止の方向で考えていて、新たに公営住宅を建て替える気がないのであれば、是非、そういった人口の減少化等に対応した対策を取っていただけるようなご検討をお願いしたい。そういうようなことが「第1次村上市総合計画」には抽象的なことしか書かれていなくて、あえて言えば102ページの「4-6 良好なまちづくりの推進」の中に、「4-6-3 良好な住環境の形成」というものが書かれているんですが、その答えがまだきちんとしていない、計画がされてないものがあるわけです。その辺について、基本的には村上市の遊休財産の検討について、有効活用ということから見直しが必要だと思います。

事務局

今の意見については、行政改革大綱前期実施計画の10ページ、「2-2-4 遊休資産の処分」の中で、21年度、22年度で遊休財産の調査、有効活用の検討として項目を起しているものでありまして、いつまでに担当課のほうで方向性を出すようにという作りになっていますので、そちらのほうで出てくることだと思います。

委員

確かに市営前坪住宅については、老朽化してしまっていて、安全性どころの話ではないので、安心・安全な住環境ということからしても早急に対応しないと、問題が発生する可能性のあるところでありまして、そういう意味からすれば、ここにも載っております「430 市営堤下住宅」等を対象に、移転をお勧めをして、それで市営前坪住宅を解体して有効活用するという方法とか、それから新しい消防分署ができた隣接地、その隣接のところに約1ヘクタールほど残っているんですけども、その民間分譲等、様々な方法がありますので有効活用、市の財政のためにも早めに売却をするなどの方法を見出していきたいと思えます。

8.次回の日程について

第2回行政改革推進委員会は7月22日(木)午後から開催。

また、会長及び会長代行の選出については、次回に決定することになったことから、会議要約の会長署名について、今回は行わずに、全委員に確認いただくことで了承されました。

9.閉会

(午後4:39 閉会)